

議案第 21 号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

100円
210円
400円
700円
1,480円

」を

「

120円
240円
450円
760円
1,610円

」に改め、同表備考2中「(備考3に掲げる場合を除

く。)」を削り、同表備考3を削る。

別表第4中

「

200円
420円
800円
1,400円
2,960円

」を

「

240円
480円
900円
1,520円
3,220円

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例別表第3及び別表第4の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市立公民館の使用に係る使用料について適用する。